

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）11月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「230円」を「270円」に改め、同項第2号中「270円」を「315円」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる区分の給食」を「給食の一部」に、「当該各号に掲げる区分の給食」を「実施されなかった給食の一部」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定及び同項各号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
(学校給食費の徴収) 第3条 (略) 2 学校給食費の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 <u>230円</u> (2) 中学校に在籍する生徒 <u>270円</u> 3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、<u>次の各号に掲げる区分の給食</u>が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から<u>当該各号に掲げる区分の給食</u>に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。 (1) <u>飲用としての牛乳</u> (2) <u>主食としての米飯</u> (3) <u>主食としてのパン</u>	(学校給食費の徴収) 第3条 (略) 2 学校給食費の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 <u>270円</u> (2) 中学校に在籍する生徒 <u>315円</u> 3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、<u>給食の一部</u>が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から<u>実施されなかった給食の一部</u>に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。

学校給食費の改定について

1 概要

現下の物価高騰が続く中、学校給食の質・水準を確保、維持するため、学校給食費を現在の1食あたり小学校の230円を270円に、中学校の270円を315円に改定します。

2 経過(背景)

本市の学校給食費は、平成26年(2014年)4月の消費税率の引き上げ(5%→8%)に伴って1食あたり、消費税相当額として小学校で220円から230円に、中学校で260円から270円に改定し、現在まで10年間据え置いてきました。

この間、物価上昇が続く中、献立の工夫により栄養バランスを考えた学校給食を提供してきましたが、令和3年以降、不安定な国際情勢や原油価格の高騰、円安などの影響により、大幅な物価の上昇が継続しており、これまでの給食提供が困難な状況になりました。

こうした中、令和5年9月から令和7年3月までは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「国交付金」という。)を活用して小学校で1食30円、中学校で35円を補助(補填)して対応していますが、令和7年4月以降の国交付金の目途が立たないことや小麦の高騰に加え、令和6年度の新米から米価が上昇していることから学校給食の質・水準の確保、維持が困難な状況になりました。

3 学校給食費の改定

(1) 改定の目的

物価高騰は、各家庭の日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校給食費の改定にあたり、保護者の負担にも配慮した上で、現在の学校給食の質・水準を確保、維持することを目的とします。

(2) 改定額

	現行の学校給食費		改定(値上げ)額		改定後の学校給食	
	1食あたり	年間	1食あたり	年間	1食あたり	年間
小学校	230円	41,400円	40円	7,200円	270円	48,600円
中学校	270円	48,060円	45円	8,010円	315円	56,070円

※養護学校(特別支援学校)は小学校に準ずる。

(3) 根拠

① 国交付金相当額	② 米・小麦の高騰額	③ 改定額
小学校 30円	+	小学校 10円 = 小学校 40円
中学校 35円	+	中学校 10円 = 中学校 45円

4 保護者への意見聴取

(1) 学校給食運営協議会

本年8月26日(月)に開催した保護者(PTA)、学校長、教諭、栄養教諭、給食調理員それぞれの代表者と管理部長、管理次長で構成する学校給食運営協議会において、学校給食費の在り方(改定)について協議したところ、学校給食の質は維持すべきや、より充実させるために学校給食費を改定するよう意見がまとめられました。

(2) 宝塚市 PTA 協議会

本年9月14日(土)に開催された宝塚市 PTA 協議会において、学校給食費の在り方(改定)に関する学校給食運営協議会での協議結果と現在の学校給食の現況を説明したところ、物価が下がった時の対応や経済的困窮世帯への対応の質問がありましたが、学校給食費の改定には意見はありませんでした。

5 今後の物価高騰への対応

物価高騰に応じて適時適切な改定が必要となります。そのためには、毎年、学校給食運営協議会において、物価と学校給食の現況の分析結果を公表し、物価に応じた適正な学校給食費について検討することとし、その上で必要に応じて改定を検討します。

<参考>

阪神各市の状況

市	小 学 校	中 学 校	備 考
西宮市	275円(R5.4~)	325円(R5.4~)	R5に改定したが、改定額は国交付金で対応。R6は全額保護者負担。R7にも改定を検討
芦屋市	265円(R6.4~)	306円(R6.4~)	R6に改定したがR7にも改定を検討
川西市	276円(R6.4~)	311円(R6.4~)	R6に改定したが、R7にも改定を検討
伊丹市	242円(H26.4~) ※国交と基金31円	0円(R6.4~) ※322円の献立	R7の改定予定なし。差額は国交付金と基金を活用
尼崎市	240円(H31.1~) ※国交32円	310円(R4.1~) ※国交4円	国交付金を上乗せして対応。R7は国交付金がないため保護者負担となる予定
三田市	238円(H26.4~) ※国交と一財41円	275円(H26.4~) ※国交と一財48円	R5は国交付金を活用したが、R6は一般財源
宝塚市	230円(H26.4~) ※国交30円	270円(H26.4~) ※国交35円	R5.9~R7.3まで国交付金を活用。R7は改定予定